

秦野市立鶴巻中学校 いじめ防止基本方針

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) 学校のいじめ防止に向けた方向性・目標

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。しかし、どの生徒にも、どの学校においても起こりうるものであり、その背景は多種多様なものです。

したがって、本校では、すべての生徒がいじめをおこなわず、ほかの生徒に対しておこなわれるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策をおこないます。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティづくりに努めます。

(2) いじめの定義・いじめの理解

いじめは、いじめ防止対策推進法第2条で定めているとおり、「生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等がおこなう心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じておこなわれるものを含みます。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的におこなうことなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要です。いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに当たるか否かを判断するにあたっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することのないよう努めることが必要です。

いじめは、単に生徒たちだけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いを反映した社会問題であるという指摘があります。

近年のいじめは、従来に比べ特に陰湿となっていること、一方で、遊び半分のものが多く見られることなども指摘されており、問題が顕在化しにくく、その分、事態が深刻化しやすいとも言われています。その背景には、生徒たち同士の複雑な人間関係や心の問題も存在しており、以下の視点を持って問題に向き合うことが必要となります。

- いじめは、いじめを受けた生徒の尊厳を損なう、絶対に許されない行為である
- いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こり得る
- いじめは、家庭環境や対人関係など、様々な背景から、様々な場面で起こり得る
- いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の生徒にも注意を払う必要がある

(3) いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特徴があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」に適切に取り組むことが必要です。

また、いじめ問題には、学校や家庭の問題としてだけではなく、全ての大人们的問題として取り組まなければなりません。常に地域や家庭、関係機関と一丸となって相互に協力する関係づくりを進めることも大切です。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

(1) いじめの防止

○未然防止のための取組

①いじめの未然防止に向けては、家庭や学校において、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、“いのちを

尊ぶこころ”や“他者を思いやる気持ち”を育むことが重要です。そのためにも、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。

②生徒たち一人ひとりが、好ましい人間関係を築けるように、コミュニケーション能力等の育成に努め、明るく健全な学級の雰囲気づくりに努めるとともに、情報社会の一員としての自覚をもって、適切に行動する態度を身に付けることが求められます。そのためにも、情報モラル教育の一層の充実に取り組む必要があります。

③日頃よりきめ細かい生徒観察に努め、いじめの背景にある、生徒たちが抱えている学業や生活環境、人間関係等にまつわるストレス等の要因に着目し、その改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を様々な場面で育むことも必要です。そのためにも、会話や文章を通した生徒との「対話」を心がけます。

④生徒会主催の毎月の「あいさつ運動」の実践や、生徒会がおこなう「ふれあい集会」の目的達成に向け積極的に支援に努めます。

○教職員の資質能力向上を図る取組

①いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、情報交流を密にして組織的に対応します。

②わかる授業づくりを進め、すべての生徒が参加・活躍できる授業の工夫をおこないます。

③道徳教育の充実、生徒のコミュニケーション能力等の育成、情報モラル教育の充実を図るために、研修に努めるとともに、地域教育力の活用を図ります。

(2) 早期発見

○いじめの早期発見のための取組

①いじめの早期発見に向け、教職員が日頃から、生徒たちの表情や態度のわずかな変化やサインを見逃さず、適切な対応ができるように教職員の資質や能力の向上を図ることが重要です。そのためにも学年教職員集団を基盤とした組織的な情報交流や啓発活動に積極的に努めます。

②定期的におこなうアンケート調査等によって、常に生徒たちの状況を把握するとともに、生徒たちが困った時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりに努めます。

③生徒や保護者によるスクールカウンセラーとの面談が有機的におこなうことができるよう教育相談コーディネーターが中心となり適切な環境整備に努めるとともに、生徒支援連絡会を開催し、情報を交流するとともに支援の方向性について共通理解を図ります。

④いじめは、学校に限らず様々な場所・場面で起こることをふまえ、家庭や地域に向けていじめに関する啓発をおこない、大人たち全員が生徒たちを見守り、育てる意識を持つように働きかけることが必要です。そのためにも学校だより（「鶴中だより」）や学年・学級通信を効果的に活用するとともに、保護者や地域の方々の来校の機会を多く持つことに努めます。

(3) いじめに対する措置

○いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。

○所轄警察署との連携

- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

○いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援といじめを受けた生徒の安全を確保します。
- ・必要に応じていじめた生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめを受けた生徒が落ち着いて学校生活を送ることができる環境の確保を図ります。

○いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ・いじめた生徒にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとります。
- ・迅速に保護者に情報共有し、事実に対する理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるように協力を求めるとともに継続的な助言をおこないます。

○いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに伝えられるような集団になるよう指導します。
- ・はやしたてたり、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。

○インターネット上のいじめへの対応

- ・発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じておこなわれるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動をおこないます。

○いじめ事案への対応フロー図①（別紙①）

（4）「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」の設置

生徒支援連絡会

○組織の役割

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的におこなうために設置し、週に1回程度開催します。いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催します。

○構成員

校長・教頭・学校生徒指導担当者・学年生徒指導担当者・養護教諭・教育相談コーディネーター・スクールカウンセラー

○組織と教育相談体制

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・いじめに関する相談・通報への対応

○組織と生徒指導体制

- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の報告

（5）重大事態への対処

○重大事態の発生と調査

①重大事態の意味

ア いじめを受けていた生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合

イ いじめを受けていた生徒が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合、（年間30日を目安とします。ただし、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず重大事態として対応します。）学校は、直ちに重大事態と判断し、事実関係を明確にするための調査に着手します。

生徒やその保護者から、上記のア・イについて申し立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと見なし、適切かつ真摯に対応します。

②重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合にはただちに教育委員会に報告します。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を市長に報告します。

③調査の主旨

ア 発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
イ 市教育委員会への調査結果の報告

④調査の主体

ア 学校が調査主体となる場合

学校が行う重大事態の調査は、いじめ防止対策推進法第22条の規定に基づき学校に常設する「いじめの防止等の対策のための組織」（生徒支援連絡会）のメンバーを拡大した学校重大事態調査委員会が主体となって実施します。

常設の組織の中に、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者が含まれていない場合は、調査に当たり、当該事案の性質に応じて、外部から必要な人材の参加を求め、調査の公平性・中立性を確保することとします。

イ 教育委員会が調査主体となる場合

学校で発生した重大事態について、次のいずれかに該当するときには、教育委員会において調査を実施します。

- ・学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと当該学校を設置する教育委員会が判断した場合
- ・学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合

⑤調査を行うための組織について（学校重大事態調査委員会）

ア 役割

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・教育委員会への調査結果報告

イ 構成員

校長・教頭・総括教諭（各グループリーダー）・学校生徒指導担当者・学年生徒指導担当者
養護教諭・教育相談コーディネーター・スクールカウンセラー・PTA会長
(第三者：教育委員会の指導・助言のもとにメンバーを決定します。)

⑥事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態の調査は、委員会又は学校がおこなうこととされていますが、**調査の実施主体については、重大事態の発生の報告を受けた教育委員会が判断します。**

⑦重大事態に係るその他留意事項

学校で発生した重大事態について、市教育委員会が自ら主体となって調査をしても十分な結果を得られないと判断した場合、県教育委員会に協力の要請をおこないます。

○調査結果の提供及び報告

①いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明をします。

②調査結果の報告

学校で発生したいじめの重大事態について、学校が実施した調査結果は教育委員会を通じて市長に報告します。その際、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、その生徒や保護者の所見をまとめた文書も添えて提出します。

○いじめ事案への対応フロー図②（別紙②）

(6) いじめ防止のための年間計画（別紙③）

(7) その他留意事項

生徒支援連絡会は、学校基本方針の見直しや取り組み状況のチェック、ケースの検証、必要に応じた計画の見直し等を定期的におこないます。